

青葉区公告第 114 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 25 日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	山上 修 ほか2名 別紙一覧のとおり
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料等還付通知書（令和8年6月、7月 送付分）	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算 して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
後期高齢者医療保険料等還付通知書 (令和8年度6月送付分)	山上 修
後期高齢者医療保険料等還付通知書 (令和8年度7月送付分)	小又 良一
	山本 園子

注) 「送達する書類名」の欄は必要に応じて適宜修正・削除等できる。